

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）八幡平風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年5月12日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）八幡平風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 岩手県八幡平市
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大200,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成29年 2月14日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成29年 4月28日 |
| 経済産業大臣意見 | 平成29年 5月12日 |

問合せ先：電力安全課 高須賀
電話03-3501-1742（直通）

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）八幡平風力発電事業に係る 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）事業計画の見直し

2.（1）から（4）により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類、植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

（1）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林、林野庁により緑の回廊に設定された森林及び岩手県自然環境保全指針（平成 11 年 3 月岩手県生活環境部自然保護課）の「優れた自然」評価図で重要性が高いと区分された地域（保全区分 A、B 及び C）が存在し、自然環境の保全上重要な地域であることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域及び緑の回廊に設定した森林の現況を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。

特に、事業実施想定区域内の緑の回廊（国有林及び民有林）及びそこから連続性を持った森林については、現時点では、動植物の移動経路としての機能を有しているか不明である。このため、これら地域の土地利用の状況も含め詳細に現地調査を行い、動植物の移動経路を確保する上で重要な森林であることが認められる場合は、これら森林の分断を回避すること。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変による影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。